平成 25 年 6 月 21 日

各　位

会　社　名　株式会社みずほフィナンシャルグループ
代 表 者 名　取締役社長　佐藤　康博
本店所在地　東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号
コード番号　8411（東証第一部、大証第一部）

会　社　名　株式会社みずほ銀行
代 表 者 名　取締役頭取　塚本　隆史
本店所在地　東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 5 号

会　社　名　株式会社みずほコーポレート銀行
代 表 者 名　取締役頭取　佐藤　康博
本店所在地　東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号

みずほ銀行とみずほコーポレート銀行の合併認可及び みずほコーポレート銀行の商号変更認可の取得について

株式会社みずほフィナンシャルグループ（取締役社長 佐藤 康博）、株式会社みずほ銀行（取締役頭取 塚本 隆史、以下「みずほ銀行」）及び株式会社みずほコーポレート銀行（取締役頭取 佐藤 康博、以下「みずほコーポレート銀行」）は、平成 25 年 2 月 26 日付「みずほ銀行とみずほコーポレート銀行の合併契約締結、みずほコーポレート銀行の商号変更及び合併後における代表取締役の内定について」において、みずほ銀行とみずほコーポレート銀行が、国内の関係当局の許認可の取得等を条件として、みずほコーポレート銀行を吸収合併存続会社とし、平成 25 年 7 月 1 日を効力発生日（以下「本件合併予定日」）として合併（以下「本件合併」）することを決定し、両行間で合併契約を締結した旨、及び本件合併の効力発生を条件として、みずほコーポレート銀行の商号を変更することを決定した旨を公表しておりましたが、本日、みずほ銀行及びみずほコーポレート銀行は、本件合併に関して銀行法第 30 条第 1 項に基づく認可を、また、みずほコーポレート銀行は、商号変更に関して同法第 6 条第 3 項に基づく認可をそれぞれ金融庁より取得しましたので、お知らせいたします。

本件合併後の新銀行の概要

商号	株式会社みずほ銀行（本件合併予定日に、存続会社であるみずほコーポレート銀行の商号を変更する予定です。） 英文名：Mizuho Bank, Ltd.
所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号（現みずほコーポレート銀行の本店所在地）。なお、東京都千代田区大手町一丁目 6 番所在の「（仮称）大手町 1-6 計画」ビル（本日現在建設中であり、本件合併予定日後に完成予定）の完成後は、同ビル所在地に本店所在地を移転することを予定しています。
代表者	取締役頭取（代表取締役）兼 頭取　　佐藤　康博（予定）
事業内容	銀行業
資本金	1,404,065 百万円（本件合併に際し、資本金及び準備金は増加いたしません。）（予定）

以　上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社みずほフィナンシャルグループ
コーポレート・コミュニケーション部　広報室　03－5224－2026